

令和7年度受注希望型競争入札等に係る 地域要件の設定について

辰野町では受注希望型競争入札等を行うにあたり、地元業者育成の観点から原則「町内本店又は一定要件を有する支店」として、下記の地域要件を設定しています。

記

① 辰野町内に本店を有する者（令和4年12月31日：基準日）

令和5年1月1日以降新規に町内に本店を設立した場合、設立後3年間は辰野町の受注希望型競争入札に町内本店として参加できません。

② 辰野町内に一定要件を有する支店または営業所を有する者（令和7年3月1日基準日）

○一定要件とは次のア～ウの条件を基準日にすべて満たしているものとします。

ア 辰野町内に有する事業所が建設業法第3条第1項の許可申請に記載されているものとします。（技術者が配置されている事業所であること）

イ 町内に事業所を設置し10年以上経過しているものとします。

ウ 固有の事務所を町内に占有し、その事業所に恒常的に雇用している社員を常時3名以上配置している事業所であることとします。

※ 常時3名以上配置している事業所とは、法人住民税の申告において分割基準が3名以上であることとします。（『分割基準が3名以上』を確認するために、法人住民税申告書の当該箇所を閲覧させていただきます。）

※ 認定する建設業種は土木一式、建築一式、ほ装、管工事、水道施設工事とし、町内に設置している支店を資格者として認定します。（ホームページに掲載）

※ 発注するそれぞれの工事内容により建設工事請負人選定委員会において必要と認める場合は地域要件の設定を拡大変更する場合があります。

辰野町役場まちづくり政策課 財政係 T E L : 0266-41-1111（内線：2224） F A X : 0266-41-3976 E-mail : zaisei@town.tatsuno.lg.jp
